

# 協議会だより

こども家庭庁・文科省  
との懇談と要請行動を  
行いました

二〇二四年六月二四日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、内閣府特命担当大臣宛ての要望書を、こども家庭庁成育局成育環境課に提出し、懇談を行いました。当日は、こども家庭庁から成育環境課長をはじめ三名が出席され、全国連協からは役員・職員八名、地域学童保育連絡協議会からは九名が参加しました。

し、懇談内容の柱としました。

◆学童保育の量的拡大、質の向上が図られるよう、国として十分な財政措置をはじめ、対策を進めてください……「学校施設や保育所等の一時的な利用（タイムシェア）」は、必要な地域に学童保育が整備されるまでの期間を限定したものとすること。／人件費にかかる財政措置については、保育の引き継ぎが可能であり、かつ子どもの受け入れの準備や打ち合わせの時間の確保のための午前中からの勤務が可能となる予算組みにしてください。

◆学童保育指導員の処遇の改善、保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください……「運営費における常勤職員配置の改善」で示された「常勤職員」の定義については、「運営指針」に示されている子どもの受け入れ準備や打ち合わせなどの時間が保障されるよう、一日の勤務時間を六時間以上とってください。／学童保育指導員の雇用については、継続性が必要であり、一年を超える雇用が必要であることを市町村に説明してください。／増額された運営費が一日六時間以上勤務する常勤職員の配置につながるよう、市町村に働きかけてください。

◆学童保育指導員の公的責任による全国一律の資格制度を検討してください。「放課後児童支援員認定資格研修」は、「全国的な一定水準の質」が図られるようにしてください……学童保育指導員の資格について、公的責任による全国一律の資格とする方針を明確にし、具体化してください。／大学などでの「放課後児童支援員」の資格が取れる養成課程を早急に創設してください。／「放課後児童支援員」の認定取消の情報共有について

全国連協は同日、「放課後子供教室」を所管する文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課にも要望書を届け、二名に出席いただいた懇談を行いました。また、学童保育に関わる二つの議員連盟に入会している議員の国会事務所、要請行動の参加者の地域から選出された議員の国会事務所も訪問しました。

「学校施設や保育所等の一時的な利用（タイムシェア）」について

二〇二四年三月八日に開催された「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」（以下、専門委員会。本誌二〇二四年六月号の「協議会だより」参照）の第一回の会議において、事務局から「特別教室のタイムシェアについて追記」することが提起され、「運営指針」の「第5章4（1）学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ」の項目につきの改正素案が示されました。

「学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。\*特に特別教室をタイムシェアする場合には、あらかじめ確認すべき事項について、取り決め等を行うことが望ましく」

これについて委員からは、「一時的な利用である点を強調してほしい」、別項目に切り分けてほしいなどの意見が出されたことを受けて、第二回会議で示された改正案はつぎのとおりです。

「学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める」

「放課後児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認す

べき事項について、学校等と取り決め等を行うよう努める」

「運営指針」に先だって策定された厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」は、厚生労働省社会保障審議会児童部会に設置された「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会（座長＝柏女霊峰・淑徳大学総合福祉部教授）において、約二年間と長い期間、議論した内容が反映されています。

また、「運営指針」の策定時に発出された局長通知には、「子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように」とも示されています。「タイムシェア」の実態や問題点は報道や国会の質問でも明らかにされていますし、現場からもつぎのような実態が寄せられています。

「給排水の設備など、専用室と同じ設備が整わなかったため、おやつの

内容やお茶の準備が制限されてしまっている」「利用する教室が、授業を行っている普通教室と隣接していることも多く、子どもたちが静かに過ごさなければならぬなど、生活内容を制限せざるを得ない」「教室の使用が授業の五時間目以降とされている場合もあり、教室にマットや畳を敷いたり、机や遊び道具を運びこんだりして活用できるようになるまで、子どもが部屋の前で待たざるを得ない」「特別教室を活用した場合、子どもがふれてはいけない展示物や書籍があるなかでの生活を強いられる（室内での生活内容に制限が増える）」「時間に余裕があったとしても、保育環境を整えるための作業が必要となり、『指導員の労災につながる』と産業医から指摘されたケースもある」。

このことから、現場と担当課で話しあい、『タイムシェア』は基本的な考え方とし、『タイムシェア』

するのは、指導員の休憩室と子どもとの静養室、雨の日の多目的室や体育館とする」ことを決めている地域もあります。

そもそも「運営指針」が策定されたのは「望ましい方向に導いていくための『全国的な標準仕様』としての性格を明確化する」ためであったはずで、「全国的な標準仕様」として示された「運営指針」に、「一時的な運用であるはずの『タイムシェア』の記述が加わることは、恒常的な標準仕様として認めることになりかねません」。

全国連協では次回（同年八月頃）の専門委員会に向けて、『運営指針』の位置づけや策定までの経緯、『タイムシェア』についての記述を追加することの是非を、専門委員会でしっかりと議論すること』を訴えています。

専門委員会の改正案は、二〇二四年九月の「こどもの居場所部会」で報告される予定です。